

地方財政に関する諸課題への対応について

少子・高齢化対策や地域経済の活性化、住民の安全・安心の確保など、住民ニーズの多様化・高度化に的確に対応していくためには、これまでの地方分権改革の成果や課題を踏まえながら、改革を着実に前進させていくことはもちろん、地方公共団体が自由に使える財源の拡充と安定確保が不可欠である。

そのため、地方公共団体においては、財政基盤を強化するため、これまで職員数の削減などを断行し、国を大幅に上回る歳出削減努力を重ねてきたところであり、引き続き、地域経済の成長と財政の健全化の両立を念頭に置き、歳出の重点化などの行財政改革に取り組んでいく覚悟である。

現政権下における、デフレからの早期脱却と経済再生を実現するための「三本の矢」（アベノミクス）が奏功し、景気回復に向けた明るい兆しが見られるものの、その効果が地域の隅々まで浸透するまでには至っていない。

国においては、依然として厳しい地方財政の現状や地域経済の情勢等を十分に踏まえ、地方財政に関する諸課題について適切に対応するよう求める。

1 地方一般財源総額の確保

社会保障関係費の自然増や社会保障制度改革に伴う社会保障の充実などに対応する地方財源の確保を含め、地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額については、中期財政計画（H25.8.8閣議了解）を厳守し、実質的に平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう確保すること。

特に、地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を確保すること。

なお、地方交付税の予見可能性を向上させるとともに、持続可能な制度となるよう、その総額を臨時財政対策債の発行等による特例措置ではなく、交付税率の引き上げによって確保すること。

また、地方公共団体が地域の実情に沿った適切な雇用・地域経済対策等を講じられるよう「歳出特別枠」を維持するとともに、防災・減災対策が喫緊の課題であることを踏まえ、国の責任の下で財源を確保し、平成25年度の「緊急防災・減災事業債」と同等の支援措置を継続すること。

2 社会保障制度改革等に伴う財源の確保

(1) 社会保障・税一体改革の具体化に当たっての地方意見の反映

社会保障制度改革国民会議の審議結果等を踏まえた、少子化対策や医療制度、介護保険制度等に関する改革の具体化に当たっては、地方自治体等の関係者と十分に協議を行い、地方の意見を反映させるとともに、改革の実現に要する財源を安定的に確保すること。

(2) 社会保障制度改革に伴う財源の確保

財政力の弱い地方公共団体においても地域の実情に応じたきめ細かな社会保障サービスが提供できるよう、地方消費税が都道府県間で適切に清算されるとともに、地方交付税等を通じた十分な財源保障が必要である。

このため、社会保障制度改革に伴い生じる地方負担については、その財源を確実に措置することとし、地方交付税については、引き上げ分の消費税及び地方消費税を充てることとされている医療費助成等の社会保障経費について、明示的に基準財政需要額に全て計上するとともに、引き上げ分の地方消費税を基準財政収入額に100%算入すること。

(3) 偏在性が小さく安定性の高い地方税体系の構築

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の抜本的な見直しに当たっては、財政力の弱い団体に配慮した税源偏在の是正措置を講じるとともに、安定性の高い地方税体系を確立すること。

(4) 自動車取得税の見直し

自動車取得税については、与党の平成25年度税制改正大綱において、消費税8%の段階でエコカー減税の拡充などグリーン化を強化し、消費税10%の時点で廃止する方向で改革を行うこととされ、平成26年度税制改正で具体的な結論を得としている。この方向で改革を行うに当たっては、地方公共団体の意見を十分に踏まえ、都道府県及び市町村に減収が生ずることのないよう、地方税又は少なくとも地方譲与税による具体的な代替財源を必ず確保すること。

(5) 地球温暖化対策に関する地方の財源確保

「地球温暖化対策のための課税の特例」（国税）については、地球温暖化対策に関する地方公共団体の役割を踏まえ、税の用途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方税源化すること。

(6) 社会保障・税番号制度の導入等に当たっての財政措置

「社会保障・税番号制度」は国家的な社会基盤であることを踏まえ、個人情報保護及び情報セキュリティの確保に万全を期すとともに、番号制度の導入に伴い必要となる情報連携のためのシステム及びネットワークの構築、運営や既存システム等の改修などにかかる費用は原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないようにすること。

(7) 投資減税等に伴う地方税財源の確保

投資減税や法人税の実効税率引き下げ等を行う場合には、地方財政に影響を与えることのないよう、具体的な代替財源を必ず確保すること。

3 地方公務員給与のあり方

地方公務員給与は、地方公務員法の趣旨に沿って、各地方公共団体が人事委員会勧告を踏まえ、条例で自主的に決定する仕組みとなっており、また地方交付税は地方固有の財源であることから、国の政策目的を達成するための手段として地方公務員給与に係る地方交付税等を一方的に削減することは、二度と行わないこと。

なお、今後の公務員の総人件費や給与のあり方については、「国と地方の協議の場」等において十分な協議を行うこと。その際、地方公共団体は、これまで地域の実情や厳しい財政状況の中で独自の給与削減や定員削減を断行する等、国に先んじて行財政改革を実施してきたことを十分に踏まえること。

4 経済対策等で造成された基金の取扱い

(1) 復興関連予算で造成された基金の返還に伴う財源の確保

復興関連予算で造成され、国から返還要請がなされた「森林整備加速化・林業再生基金」や「高校生修学支援基金」、「地域自殺対策緊急強化基金」などについて、真に必要な事業に関しては、その計画的な執行に影響が生じないように、所要の財源を確保すること。

(2) 平成25年度で設置期限を迎える基金の取扱い

平成25年度で全部又は一部の事業が終了する「安心こども基金」や「地方消費者行政活性化基金」、「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」、「緊急雇用創出事業臨時特例基金」等、国の経済対策による基金については、必要に応じて、期間延長や基金の積

み増し、代替事業の創設などの措置を講じること。その際、地方公共団体の裁量による、主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、要件の見直しを行うこと。

また、既存の国庫補助事業の振替・拡充として創設された基金を含め、基金事業に係る国の財政措置に関する中長期的な方向性を示し、必要なサービスを行うための財源が安定的に確保されるような制度を構築すること。

平成25年10月

九州地方知事会長

大分県知事 広瀬 勝貞